

◎給与所得者異動届出書の記載の仕方

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

◎異動があった場合は、すみやかに提出してください。

税額通知書等の書類の送付先を記入して下さい。

法人番号または個人番号を記入して下さい。なお、前勤務先が個人事業主の場合、特別徴収継続に限り、個人番号は記入しないで下さい。

異動があった方の氏名・生年月日・個人番号を記入して下さい。なお、特別徴収継続の場合に限り、個人番号は新しい勤務先が記入して下さい。

賦課期日（1月1日）現在の住所を記入して下さい。

賦課期日後に住所が変わった場合、または住所誤報の場合、正しい住所を記入して下さい。

給与所得者が転勤等をし、特別徴収を継続する場合、新しい勤務先が記入します。

新しい勤務先に当区の指定番号がある場合、その番号を記入して下さい。

税額通知書等、書類の送付先を記入して下さい。

令和 年 月 日 提出	所在地 〒	特別徴収義務者 台東区長 宛	フリガナ 氏名 又は名称	特別徴収義務者 番号	1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度 特別徴収義務者 指定番号	宛名番号	連担 係	結当 氏名	先者 電話	内線()	
フリガナ 氏名	生年月日 年 月 日	個人番号	フリガナ 氏名 又は名称	個人番号 又は法人番号	1. 退職・退任・退職 2. 死亡 3. 転勤等による住所変更 4. 転居 5. 転居による住所変更 6. 転居による住所変更 7. 転居による住所変更	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)	異動の事由	異動の未徴収 税額の徴収方法			
1. 特別徴収継続の場合 特別徴収義務者 指定番号	2. 一括徴収の場合 1. 異動が令和 年12月31日までに、一括徴収の申出があったため 2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の希望がないため	3. 普通徴収の場合 1. 異動が令和 年12月31日までに、一括徴収の申出がないため 2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため 3. 死亡による退職であるため	特別徴収税額 (年税額) 円	徴収済額 (イ) 円	未徴収税額 (ウ) - (イ) 円	異動 年 月 日	異動の事由 1. 退職・退任・退職 2. 死亡 3. 転勤等による住所変更 4. 転居 5. 転居による住所変更 6. 転居による住所変更 7. 転居による住所変更	異動後の未徴収 税額の徴収方法			
新しい勤務先へは、月割額 円を 月分(翌月10日納入期限分)から 徴収し、納入するよう連絡済みです。	受給者番号	納入書の要否 (新規の場合のみ記載)	1. 必要 2. 不要								

特別徴収税額通知書に記載されている指定番号を記入して下さい。

この届出書を記入された方の連絡先を記入して下さい。

1. 2. 3.のいずれかを記入して下さい。
1. 特別徴収継続
新しい勤務先で特別徴収を継続する場合
2. 一括徴収
未徴収税額を退職者から全額徴収し納入する場合
3. 普通徴収
未徴収税額を本人が直接納付する場合

該当する数字を記入して下さい。3・5・6を選択された場合、該当するいずれかの事由を丸で囲んで下さい。

新しい勤務先への税額通知書に受給者番号の記載を希望する場合に記入して下さい。

新規事業所の場合に、いずれかの番号をご記入下さい。

一括徴収した税額を納入する月を記入して下さい。

税額通知書の「年税額」の欄の金額を記入して下さい。

給与所得者の税額を何月分から何月分まで徴収したか、及びその徴収した総額を記入して下さい。なお、徴収月と実納入月との差にご注意下さい。

(ア)の年税額から(イ)の徴収済額を差し引いた金額を記入して下さい。

この届出書を記入された方の連絡先を記入して下さい。

※1月1日から4月30日の間に退職した方については、未徴収税額を一括徴収することが義務付けられています。